

## 2017年度 駒澤大学法科大学院活動抄録

- 1 2017年度 駒澤大学法科大学院年次活動報告
- 2 特別講演会報告
- 3 エクスターンシップ
- 4 無料法律相談会
- 5 駒澤大学法科大学院市民ロースクール
- 6 入学前イベント
- 7 ランチミーティング
- 8 本学法科大学院における授業改善のための諸方策の実施について

## 2017年度 駒澤大学法科大学院年次活動報告

(前号に間に合わなかったものを含む)

### 【2017年】

- 3月28日 平成28年度エクスターンシップ実習者報告会
- 3月29日 日弁連法務研究財団より法科大学院認証評価における評価報告書公開
- 3月31日 平成28年度最終日
- 4月1日 法科大学院新入生オリエンテーション・在学生合同オリエンテーション・平成29年度第1日
- 4月4日 4月入学者単位認定試験
- 4月8日 駒澤大学法科大学院入学式
- 4月14日 法科大学院全国統一適性試験説明会(第1回)
- 5月20日 春季無料法律相談会(渋谷シビック法律事務所)
- 5月25日 第1回ランチミーティング(民法の学習のポイント)  
講師: 外野光敏弁護士
- 5月31日 第2回ランチミーティング(刑法の学習のポイント)  
講師: 舟橋和宏弁護士
- 6月3日 法科大学院協会総会(明治大学駿河台キャンパス・アカデミーコモン)
- 6月9日 第3回ランチミーティング(憲法の学習のポイント)  
講師: 早川俊明弁護士
- 6月14日 第4回ランチミーティング(基礎学習のポイント)  
講師: 高橋宣人弁護士
- 6月24日 合同進学説明会(ロースクール進学合同説明会 in Tatsumi・辰巳法律研究所主催・辰巳法律研究所東京本校)
- 6月25日 合同進学説明会(読売新聞社主催・法曹を目指す方のための進学相談会&講演会・TKPガーデンシティ御茶ノ水)

- 7月 1日 第1回駒澤大学法科大学院進学説明会
- 7月 1日 第10回市民ロースクール「法的視点から離婚を考える」土居俊  
平本学准教授（模擬法廷教室、受講者21名）
- 7月 3日～7月 8日 前期・教員相互授業参観
- 7月26日 前期・学生ヒアリング実施
- 8月 1日～9月15日 前期エクスターンシップ実施
- 8月 2日 法科大学院第1期入学試験（A日程）
- 8月 6日 法科大学院第1期入学試験（B日程）
- 8月25日 第1期プレ講座 憲法 日笠完治 本学教授
- 8月30日 第1期プレ講座 民法 青野博之 本学教授
- 8月31日 第1期プレ講座 刑法 白木 豊 本学教授
- 8月31日 法科大学院協会主催・司法研修所における法科大学院教員研  
修（新任研究者教員参加）
- 9月10日 9月入学生オリエンテーション
- 9月12日 司法試験合格発表
- 9月16日 法科大学院9月修了式
- 9月16日 法科大学院9月入学式
- 9月27日 司法試験合格者祝賀会（深沢キャンパス洋館小ホール）
- 9月27日 司法試験合格者報告会
- 10月14日 第2回駒澤大学法科大学院進学説明会
- 10月30日 特別講演会「平成29年改正民法（債権関係）に対する実務対応  
（定型約款と保証を中心として）」（梶谷総合法律事務所代表弁護  
士・岡正昌氏）
- 10月30日 特別ランチミーティング「長谷部八朗駒澤大学学長による講話」  
開催（参加者15名）
- 10月30日 長谷部八朗学長と法科大学院教員との情報交換会開催
- 11月12日 法科大学院第2期入学試験
- 11月18日 駒澤大学大学院進学相談会（深沢キャンパス）
- 11月25日 秋季無料法律相談会（第一東京弁護士会、本法科大学院共催）
- 11月25日 法科大学院協会総会（神戸大学六甲台キャンパス）

駒澤法曹第14号 (2018)

- 12月 2日 第11回市民ロースクール「老後の生活を安全で美しく送るために  
(任意後見契約、遺言、リビング・ウィルについて)」伊豆亮  
衛氏 元検事正、元公証人(模擬法廷教室、受講者34名)
- 12月 4日～12月 9日 後期・教員相互授業参観
- 12月 9日 第2期プレ講座 刑事訴訟法 松本英俊 本学教授
- 12月16日 第2期プレ講座 民事訴訟法 小松良正 本学教授

**【2018年】**

- 1月 6日 第3回駒澤大学法科大学院進学説明会
- 1月29日 後期・学生ヒアリング実施
- 2月 1日～2月20日 後期エクスターンシップ(履修者なし)
- 2月 4日 法科大学院第3期入学試験(学外[福岡・新潟・名古屋]入試を含む)
- 2月10日 第4回駒澤大学法科大学院進学説明会
- 2月25日 法科大学院第4期入学試験
- 3月10日 第3期プレ講座 行政法 趙元済 本学教授
- 3月17日 第3期プレ講座 商法 春田博 本学教授
- 3月28日 新年度説明会(エクスターンシップ含む)
- 3月31日 平成29年度最終日

## 特別講演会報告

法科大学院・司法研究所共催特別講演会

1 講演者

岡 正品 先生（梶谷綜合法律事務所代表弁護士）

2 演題

平成 29 年改正民法（債権関係）に対する実務対応（定型約款と保証を中心にして）

3 開催日時

平成 29 年 10 月 30 日（月） 10：40～12：10

4 開催場所

駒澤大学法科大学院棟 502 教室

5 内容

岡正品先生（平成 21～27 年法務省法制審議会民法（債権関係）部会委員）をお招きして、次のとおり、特別講演会を開催しました。

前半は、平成 29 年改正民法（債権関係）においてはじめて規定された「定型約款（改正民法 548 条の 2 から同条の 4 まで）」についてどのように実務対応をするか、という内容でした。

改正民法 548 条の 2 第 1 項 2 号の「定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき」の「表示」をどのように解釈するかは、条文上の文言からは、難しい。現在の優良事業者が定型約款準備者として、相手方である消費者に対してしているように、相手方が認識し、理解することができるように、取引に先立って、定型約款を明示して、相手方との合意に達している慣行を育てていくことが、実務家としてすべき事柄です。改正民法 548 条の 2 第 2 項は、同項に定める条項については「合意をしなかったものとみなす」と規定してお

り、これに対して消費者契約法 10 条は、同条に定める条項は「無効とする」と規定しており、この両者の規律は異なっています。前者を活用して、より良い世の中にしていくことが実務家に課された役割です。改正民法 548 条の 4 第 1 項は、同項に定める場合には、定型約款準備者が一方的に定型約款を変更することができる、と規定しています。その運用については、特に実務家がその手腕を問われます。

後半は、保証人の保護をさらに進めた「事業に係る債務についての保証契約の特則（改正民法 465 条の 6 から同条の 10 まで）」についてどのように実務対応をするか、という内容でした。

次のとおりの応用問題を挙げて、改正民法では実務家としてどのように対応すべきかについて講演がなされました。主たる債務者が本当は事業のために金融機関から融資を受けるにもかかわらず、金融機関にも保証人になろうとする者にも、融資を受けるのは事業のためではないとの嘘をついていた場合でも、主たる債務者が事業のために金融機関から融資を受けるわけですから、改正民法 465 条の 6 により公正証書の作成が必要です。しかし、主たる債務者が嘘をついていたため、公正証書が作成されていません。この場合に、どのように解決されるべきでしょうか。さらに、主たる債務者が粉飾決算をして、赤字の実態を隠して、金融機関から事業資金の融資を受け、これについて保証した者がいた場合に、保証人・債権者（金融機関）の法律関係はどうなるでしょうか。

岡先生は、講演の全体像を示した図及びこれを詳細に説明する資料を用いて、ポイントを明快に聴衆に話しかけ、質疑も活発でした。

利害調整をするのが法律であり、その法律を活用してより良い社会にするのが弁護士役割であり、弁護士が法律に対してどのように実務対応するかがいかに大切かを知ることができ、有意義でした。

〔青野 記〕

## エクスターンシップ

### 1 事前説明会

主に新2年生を対象として、エクスターンシップ実施に向けた事前説明会を開催し、研修目的、研修期間・研修事務所、研修内容等についての説明が行われた。

### 2 申込手続と履修者の選抜

エクスターンシップの申込書の提出締切りまでに申し込んだ者から選抜が行われる。

選抜方法は、在校生については、1年次のGPAの成績、新入生については、入学試験の成績をもとに、さらに法科大学院の執行部とエクスターンシップ担当委員が面接を実施して選抜する。前期と後期にエクスターンシップを実施しているが、面接を行って学生の強い意欲を確認した上でエクスターンシップの履修を認めることにしている。今年度は、前期4名について履修を許可することとした（後期は履修希望者なし）。

### 3 研究者教員による事前指導（8月及び1月）

前・後期エクスターンシップの前に、研究者教員が事前指導を行った上で、学生の受入れをお願いする法律事務所へ学生と共にごあいさつに伺う。事前指導の内容は、守秘義務や研修の内容・方法等を中心とするものである。

### 4 エクスターンシップの実施（前期：8月1日～9月15日・後期：2月1日～2月20日）

前期は8月1日から9月15日、後期は2月1日から20日のうち、平日10日間、1日8時間の研修を標準とする。エクスターンシップの実施期間を前期と後期に配置し、履修受入期間も長く確保することによって、受入先事務所から、より柔軟に受入期日を確保していただけるようにしている。履修学生は第一東京弁護士会所属の先生方の法律事務所にて研修の受入れをお願いしている。履修学

生は、①訴訟記録の閲覧、②法廷傍聴、③弁論準備手続期日における立会い、④訴訟に関する争点整理表の作成、⑤和解期日における立会い、⑥要件事実論を前提とした訴状・答弁書の起案、⑦内容証明郵便の作成、⑧法律相談への立会い、⑨最高裁の新判例の研究、⑩具体的法律問題の分析などの実務研修に真剣かつ熱心に取り組んだ。いずれの法律事務所も、履修学生の実務研修を司法修習生の場合と同等の扱いで受け入れていただいている。

実務研修の終了後、履修学生は、研修日誌及び作成した法律文書を担当教員に提出し、研修の内容と成果を確認した。

### 5 エクスターンシップ報告会の開催（予定）

例年、来年度の履修予定者である1・2年次生を対象に、エクスターンシップ学内説明会を開催している（昨年度は、2017年3月28日開催）。本年度の履修者が出席し、報告を行っている。各履修者がそれぞれ実務研修の内容を報告し、自分の感想を語り、その熱意が履修予定者にも伝わることを大いに期待している。なお、臨床教育の重要性や意義を十分に理解してもらえるような指導方法なども検討している。



## 無料法律相談会

### 一、春季

- 1 日時 平成29年5月20日(土) 13時～16時
- 2 場所 渋谷法律相談センター(法テラス指定相談場所)・渋谷シビック法律事務所(渋谷東日本ビル5階)
- 3 共催 日本司法支援センター東京地方事務所(法テラス東京)、第一東京弁護士会公設事務所渋谷シビック法律事務所、駒澤大学法科大学院
- 4 後援 第一東京弁護士会
- 5 目的 ①本学におけるリーガルクリニック開設の広報  
②市民感覚を備えた法律家の養成  
③社会に対する身近な司法としての貢献
- 6 担当弁護士 第一東京弁護士会所属弁護士
- 7 相談件数 11件
- 8 研修学生 7人

### 二、秋季

- 1 日時 平成29年11月25日(土) 10時～13時
- 2 場所 駒澤大学法科大学院
- 3 共催 駒澤大学法科大学院、第一東京弁護士会
- 4 目的 ① 本学近隣住民へのリーガルサービスの提供  
② 本学法科大学院の存在と活動内容の広報  
③ 法律相談実務の実体験による学生の修学意欲の高揚  
④ ローヤリング、エクスターンシップ及びリーガルクリニック各科目における学習成果の確認場所の提供
- 5 担当弁護士 第一東京弁護士会所属弁護士、駒澤大学法科大学院実務家教員
- 6 相談件数 14件
- 7 研修学生 3人

## 駒澤大学法科大学院市民ロースクール

### 一. 概略

駒澤大学法科大学院は、世田谷区に存在する唯一の法科大学院として、身近な法律問題に関する情報や知識を提供するための連続講座「市民ロースクール」を開催している（予約不要、参加費無料）。本年度は2回開催した。

### 二. 開催状況

#### ◎第10回

1. 講師 土居俊平（本学法科大学院准教授）
2. テーマ 法的視点から離婚を考える
3. 開催日時 2017年7月1日（土）13時～14時30分
4. 開催場所 駒澤大学法科大学院棟6階 模擬法廷教室

#### ◎第11回

1. 講師 伊豆亮衛（元検事正、元公証人）
2. テーマ 老後の生活を安全で美しく送るために（任意後見契約、遺言、リビング・ウィルについて）
3. 開催日時 2017年12月2日（土）10時30分～12時
4. 開催場所 駒澤大学法科大学院棟6階 模擬法廷教室

## 入学前イベント

未修者コース・既修者コースそれぞれの合格者を対象に、本法科大学院では、入学前に「プレ講座」を実施している。「入学前イベント」の主な内容は、本学での授業見学、オフィスアワー学習相談、プレ講座、特別講演会である。

合格者が入学までの期間を有意義に過ごし、入学後の講義を十二分に活かすことを期待して実施している。

例年実施されているプレ講座では、開催回数・開講科目・内容は年度によって多少の異同があるが、それぞれの科目担当者がどのような狙いをもってどのように授業を行うかの説明や、教科書・参考図書の紹介、入学後のあるべき学習スタイルの例示、入学前数か月間の過ごし方、特に事前に学習しておいて欲しいことの提示などを通じて、受講者の学習意欲を高めるとともに意識改革を図っている。

また、これに加えて、教員による実際の授業を見学（聴講）する機会（授業参観 Week）を設けるほか、本学教員による学習相談も実施している。

## ランチミーティング

### 一. 概略

次のとおり、駒澤大学法科大学院法曹会による連続ランチミーティングが開催された。法曹会では、基礎学習で悩みを抱える学生諸君に向けて連続ランチミーティングを企画し、憲法・民法・刑法の各科目のポイント、及び司法試験を念頭に置いた基礎学習のポイントについて、講演を行った。

### 二. 開催状況

#### 第1回

日 時 平成29年5月25日(木) 12時～13時  
講 師 外野光敏(本学法科大学院出身弁護士)  
テーマ 「民法の学習のポイント」

#### 第2回

日 時 平成29年5月31日(水) 12時～13時  
講 師 舟橋和宏(本学法科大学院出身弁護士)  
テーマ 「刑法の学習のポイント」

#### 第3回

日 時 平成29年6月9日(金) 12時～13時  
講 師 早川俊明(本学法科大学院出身弁護士)  
テーマ 「憲法の勉強のポイント」

#### 第4回

日 時 平成29年6月14日(水) 12時～13時  
講 師 高橋宣人(東北大学法科大学院出身弁護士)  
テーマ 「基礎学習のポイント」

#### <場所>

法科大学院棟501教室

#### <参加にあたって>

昼休憩時間にあたるため、昼食・飲み物等を持参した上で参加する。

## 本学法科大学院における授業改善のための 諸方策の実施について

### 1 FD委員会の開催

本学法科大学院では、開設年度より、授業方法及び授業内容の改善を目的として、法律専門分野ごとにFD（ファカルティ・ディベロップメント）部会が設置されている。当該部会では、それぞれの分野に属する教員が、主として定期的に授業方法や内容について協議しその改善を検討し、また相互の授業参観のための日程等について打ち合わせを行った。

また、これらの各FD部会を統括する委員会として、本学法科大学院の専任及び特任教員からなるFD小委員会が設置されている。この委員会は、必要に応じて、毎月開催される教授会の終了後に開かれており、主として各FD部会からの意見を取り纏めて検討するとともに、教員全体に関わる授業改善に関する事項について協議している。また、平成23年度から、授業終了後の時期に（平成29年7月1日）、授業を担当する兼担・兼任教員も参加する拡大FD小委員会が開かれている。本年度は、FD小委員会において、新カリキュラムの評価などを中心に教育の質を向上させるべく活発に議論が行われた。

なお、法科大学院における以上の各委員会の大学全体での位置づけを明確にするため、学長・副学長等からなる駒澤大学法科大学院FD推進委員会規程が制定され、平成18年度からFD推進委員会が開催されている。また、これに関連して、日弁連法務研究財団を第三者評価機関とする認証評価が平成18年11月13日から15日の3日間に渡り実施され、その結果、平成19年3月26日に、財団が定める法科大学院評価基準に適合していると認定された。本法科大学院は、初の適合認定校である。

平成23年度、日弁連法務研究財団を第三者評価機関とする2回目の認証評価が平成23年11月14日から16日の3日間に渡り実施された。その結果、平成24年5月30日、適合との認定を受けた。

平成28年度、日弁連法務研究財団を第三者評価機関とする3回目の認証評価が平成28年10月31日から11月2日の3日間に渡り実施された。その結果、平成29年3月29日、適合であるとの認定を受けた。なお、適合認定を受けて研究科長（平成25～28年度の研究科長であった對馬直紀教授）からの挨拶並

びにコメントにつき本法科大学院HPで公開されている。

## 2 学生ヒアリングの実施

本年度は平成29年7月26日及び平成30年1月29日に、全学年合同で、学生が履修した科目を担当する教員の授業方法及び授業内容、授業以外の学生生活上の事項等について、運営委員の教員が学生から直接意見や要望を聞くための学生ヒアリングが実施された。このヒアリングでは、学生から教員の授業方法や内容等について多くの意見が出されている。そして、これらの意見及び要望を集約し、FD小委員会や同部会で検討するなどして必要な改善を図っている。

## 3 授業参観の実施

本学では、授業改善の目的から、教員が他の教員の授業を直接見学して問題点を指摘する授業参観を実施している。平成16年度は、本学の専任及び特任教員のための授業について授業参観を実施した。しかし、平成17年度からは、前期及び後期の各学期において、原則として非常勤教員をも含め本学において開講されているすべての科目を対象にして、本学の教員が分担して授業参観を実施している。そして、各教員の授業方法や授業内容について、授業参観報告シートを作成している。具体的には、「授業実施の形式的面（教員の板書の字、話し声等）、授業の進め方について（双方向・多方向授業の実施状況等）、その他、当該授業に関する意見や感想（評価すべき点、改善すべき点）」を記入し、これを各教員に渡し授業改善を図っている。

## 4 授業評価アンケートの実施

本学では、原則としてすべての開講科目について学生に対する授業評価アンケートを実施している。この授業評価アンケートには、各セメスターの中間に実施される中間アンケートと、各セメスターの期末に実施される期末アンケートがある。実施方法は、中間アンケートでは、アンケート用紙を用いて各担当教員が任意の時期に実施している。期末アンケートでは、択一式のアンケートはアンケート用紙を用いて、アンケート実施期間の各授業終了後に回収し、記述式回答は、TKCを利用し、WEB上で回答する方法で実施している。期末

アンケートは、授業終了後に回収する措置を執っているため、その回答率は非常に高くなっている。

中間アンケートは、各教員が任意に実施するもので、主として授業実施方法等の形式的側面に重点をおいて学生の意見を聴くことを目的とする。期末アンケートは、本学において開講されている全科目について実施されるもので、授業方法、授業内容、学生自身に関するアンケート項目を設定し、5段階で評価する項目および自由記述により構成されている。そして、このアンケートの結果は、学年全体としての全体集計、学年ごとの学年別集計、および各科目・クラス別の集計に分けて集計され、各アンケートに記載された個別的な学生の肩コメントをもあわせて、各教員に配布される。

## 5 アンケートの結果に対する教員の改善提案及び小冊子の作成

以上の学生による授業評価アンケートの結果に基づいて、各教員は、①自己の授業に対するアンケート設問別の評価及び平均点、②自己の授業に対する各学生の個別的なコメント、③今後の授業改善に向けた取組み、改善策、④授業改善のための学生への要望、のそれぞれについてコメントを作成した。そして、これらのコメントを一冊の小冊子にまとめ（駒澤大学法科大学院『授業評価と授業改善』）、学生全員に配布している。

また、平成27年度から、前年度に記載した「今後の授業改善に向けた取組み、改善策」についての本年度の状況等を記載することとし、授業改善の進捗度を明らかにするようにした。

## 6 クラス担任による学生との面接

その他、本学では、クラス担任制を採用している。これは、各教員が数名の学生を担当するものとし、定期的に会合することにより、学生の様々な学習上の相談や疑問に対して、適切なアドバイスを行うことを目的としたものであり、同時に授業に対する要望や改善提案をも受け入れている。各学期末の成績発表後には、成績が芳しくない学生に対して、担任教員が学修相談や指導を行っている。もっとも、通常の面談回数等については教員の間で異なっており、今後はこの制度を一層活性化することが期待される。

## 7 オフィスアワー制度による学生との面接

上述のクラス担任制の他に、さらに学生からの授業内容や方法についての意見を聞く場として、オフィスアワー制度がある。これは、各教員が、一定の時間帯には必ず法科大学院の研究室に待機し、その間に訪れた学生の授業に関する質問や意見に対応するものであるが、この制度を通して、授業に対する改善の要望や意見を取り入れることができるようにしている。今年度も、学生が各教員のオフィスアワーの時間帯に教員の研究室を訪ね、授業について質問をしたり、授業内容を確認したりしていた。

## 8 定期試験質疑応答および成績質疑応答制度

第2回認証評価における議論を受けて、定期試験質疑応答制度を設けた。従来は、成績評価が発表された後に、成績質疑応答が実施されていたが、定期試験終了から期間が空いてしまっており、定期試験を通した学生の学修に資するという側面はあまり重視されてこなかった。そこで、定期試験終了後、あまり期間を空けずに定期試験についての質疑応答を実施することにより、学生の新鮮な記憶に基づく指導が可能となっている。

## 9 講評講義の実施

2016年度前期からは、任意参加であるが、定期試験終了後に講評講義を実施した。これまでは、各教員の裁量で、講評講義を実施していたが、法科大学院全体として、実施することとした。これまで行っていた書面に加えて、口頭で定期試験の講評をすることで、よりいっそう出題意図や採点において重視したことなどが伝わると考えたためである。TKC上の出題趣旨の記載とともに、学生に実際に講義することにより、定期試験の趣旨、解答する際の留意点など、丁寧に教育を進める方向に一步進めたと評価することができる。